遺産の使い込み　証拠チェックリスト

不審な出金の書き出しと、集める証拠の管理に使う記入シートです。印刷して状況の整理や弁護士への相談時などにお使いください。

①　まず埋めるメモ

生前の出金か、亡くなったあとの出金かで、請求のしかたが変わります。

項目	記入欄
亡くなった方（被相続人）のお名前	
亡くなった日	
金融機関名	
気になっている出金の期間	年　月　日 ～　　年　月　日
当時、通帳・キャッシュカードを管理していた人	
自分（請求する人）と被相続人の関係	

②　銀行で取引履歴を発行してもらう

まずは通帳では追えない出金まで見える記録を手に入れます。名称は「残高証明書」「取引明細証明書（入出金取引証明）」など銀行によって違い、必要書類・手数料・さかのぼれる期間も銀行ごとに違います。行く前に取引先の銀行に確認してください。

窓口に持っていく主な持ち物

- □ 口座名義人が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本など
- □ 来店する人が、相続人・遺言執行者・相続財産清算人など相続の権利者であることがわかる戸籍謄本・審判書など
- □ 来店する人の実印および印鑑証明書（発行より6か月以内のものなど、期限が付いている場合あり）
- □ 被相続人の通帳やキャッシュカードなど、口座番号がわかるもの
- □ 発行手数料（金額は銀行によって異なります）

・証明書は、申し込みから交付まで数週間かかることがあります。時効が気になるときほど、早めに動きましょう。

③　不審な出金の書き出し

発行してもらった取引履歴を見ながら、気になる出金を1行ずつ書き出します。この表が弁護士への相談でいちばん役に立ちます。

日付	金額	出金の方法・場所	そのとき親はどこにいたか	相手の説明

④ 集める証拠のチェック欄

上から順に集めます。取れたら□にチェックを入れてください。

□	集めるもの	どこへ頼むか	押さえるポイント／メモ
□	預金の取引履歴（さかのぼれる範囲すべて）	親（被相続人）の取引先の金融機関	相続人のひとりからでも請求できる
□	払戻請求書・振込依頼書の写し	同じ金融機関	筆跡は親のものか。応じてもらえないときは弁護士会照会という方法がある
□	出金したATMの場所と時刻	取引履歴の記載を確認	その日その場所に、親が行ける状態だったか
□	診断書・要介護認定の記録	主治医・市区町村の窓口	判断能力がいつから下がっていたか。相続人が取れるかは自治体で扱いが違うため窓口で確認する
□	カルテ・看護記録・介護記録	入院先の病院・介護施設	出金の日に、親がどこにいたか
□	医療費・施設利用料の領収書	病院・施設・手元の書類	出金額と、実際に支払った額の差はいくらか
□	相手の財産の手がかり（不動産・保険など）	登記事項証明書など	取り戻せるかは、相手に返せる資産があるかで決まる

⑤ 取り戻せるか、3つの条件でセルフチェック

3つともチェックが付くほど、取り戻せる可能性は高くなります。

□	条件	確かめること
□	客観的な証拠があるか	誰が出金したか／親の意思ではなかったこと／親のために使われていないこと
□	時効の期限内か	いちばん古い出金から何年経っているか（下の⑥へ）
□	相手に返せる資産があるか	使い切っていないか。預貯金・不動産・保険があるか

⑥ 時効の起算メモ

期限を過ぎたあとに相手から時効を主張されると、証拠がそろっていてもお金は戻りません。

項目	記入欄
いちばん古い、気になる出金の日	
使い込みに気づいた日	
今日で何年経ったか	年　　か月
2020年3月以前の出金が含まれるか	□ 含まれる　□ 含まれない （含まれる場合は古い民法の時効が適用されます）

⑦ 弁護士に相談する前に用意するもの

- □ このチェックリスト（①〜⑥を書き込んだもの）
- □ 通帳・取引履歴（コピーで可）
- □ 親の入院・介護がわかる記録（診断書、介護保険の書類など）
- □ 相手の言い分をメモしたもの（いつ、誰が、何と言ったか）
- □ 遺言書・遺産分割協議書（あれば）

⑧ 相手とのやりとりの記録

いつ、誰に、何を伝えたか。日付を入れて残しておくと、あとで説明しやすくなります。

日付	誰と／どこへ	話した内容・言われたこと

※このチェックリストは一般的な情報をまとめたものです。請求できる書類の範囲・必要書類・手数料は、金融機関によって扱いが異なります。また、実際の請求や時効の判断は弁護士にご確認ください。

出典：相続弁護士ドットコム「遺産の使い込み【証拠チェックリスト】取り戻す手順と時効」（https://www.bengo4-souzoku.com/guides/8128756526） 2026年10月作成